

平成23年度 経営協議会学外委員からの意見についての対応状況

○第31回（平成23年6月15日）

審議事項	学外委員からの意見	意見についての対応状況
1 大学機関別認証評価に係る自己評価書について	原案どおり承認された。	
2 平成22事業年度に係る業務に関する報告書について	以下の項目について、進捗状況の評価が過少ではないかと意見があった。 ・全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策 ・教育研究組織の見直しの具体的方策	自己評価をⅢ（年度計画を十分に実施している）からⅣ（年度計画を上回って実施している）に変更することについて検討したが、特命学長補佐（キャリア教育支援担当）の任命及び教職課程の開設は認められたものの、理療科教員養成課程の開設に向けた取組状況がやや遅れていること等を踏まえ、総合評価するとⅢが妥当であると判断し、変更しないこととした。
3 平成22年度決算について	原案どおり承認された。	
4 平成24年度概算要求について	原案どおり承認された。	
5 平成23年度年度計画の変更について	原案どおり承認された。	
6 本学の保有資産の処分について	原案どおり承認された。	
7 障害者高等教育研究支援センター組織の一部変更について	原案どおり承認された。	
8 学長選考会議委員（経営協議会）の選出について	原案どおり承認された。	

○臨時（平成23年9月28日）

審議事項	学外委員からの意見	意見についての対応状況
1 財団法人筑波技術大学教育研究助成財団からの事業移管に際する本学の対応について	原案どおり承認された。	

○第32回（平成23年11月25日）

審議事項	学外委員からの意見	意見についての対応状況
1 授業料その他の費用に関する規程の一部改正について	原案どおり承認された。	
2 保健科学部附属東西医学統合医療センター料金規程の一部改正について	原案どおり承認された。	

3 平成23年度学内補正予算について	原案どおり承認された。	
4 平成23年度年度計画の変更について	原案どおり承認された。	

○第33回（平成24年1月20日）

審議事項	学外委員からの意見	意見についての対応状況
1 国立大学法人筑波技術大学運営費交付金等の会計処理取扱細則の一部改正について	原案どおり承認された。	
2 平成23年度第二次学内補正予算について	原案どおり承認された。	

報告事項	学外委員からの意見	意見についての対応状況
2 平成24年度入試実施状況について	<p>入試実施状況を踏まえ以下の意見があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受験者数が少なく、本学の存在を知らない学生が多いと思われる。もっと周知する必要があるのではないか。 ・定員に満たないことが続けば、今後の大学の在り方が問われてくるのではないか。 ・地方での試験実施など検討することが必要ではないか。 ・時代のニーズにあった専攻や定員数など検討が必要であり、2、3年のうちに方向性を示した方が良いのではないか。 ・入試実施状況について合格率を表して頂きたい。 	<p>筑波技術大学将来構想諮問委員会を設置し、保健科学部鍼灸学専攻の将来について、入学定員や教育内容の見直しなど外部委員からの意見を踏まえ検討しており、来年度末までには計画をまとめることとしている。</p>

○第34回（平成24年3月13日）

審議事項	学外委員からの意見	意見についての対応状況
1 平成24年度国立大学法人筑波技術大学年度計画について	<p>以下のことについて、意見があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務運営に関することにおいて、大学機関別認証評価の結果を踏まえて必要な改善を行うとしているが、改善内容がシラバス内容に関するところであるため、教育に関することに記載した方がよいのではないか。 ・教育に関することにおいて、将来構想諮問委員会の意見等を踏まえ、入学定員等を見直すことに 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学機関別認証評価の結果における改善点については、シラバスの内容に関することであったが、業務運営・財務内容の改善に係る自己点検・評価も併せて行っているため、「大学機関別認証評価の結果を踏まえ」を「自己点検・評価等の結果に基づき」に文言修正した。 ・入学定員等の見直しについては、第2期中期計画に掲げているため、変更しないこととした。

	<p>ついて記載しているが、あまりにも刺激的な表現と思うため、時代のニーズにあった専攻の見直しなどと記載した方がいいのではなか。</p>	
<p>2 筑波技術大学基金について</p>	<p>以下のことについて、意見があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・筑波技術大学基金規則の第2条「本学の聴覚障害及び視覚障害に関する教育研究に関する活動を支援し」の部分について、教育研究は教員が行うものであり、第3条での支援の目的とは違うのではないか。 	<p>意見を踏まえ、第2条を「基金は、本学学生の教育・研究に関する活動を支援し、もって聴覚・視覚障害者として社会で貢献できる人材の育成に資することを目的とする。」に文言修正をした。</p>
<p>3 国立大学法人筑波技術大学役職員給与関連規程の改正について</p>	<p>原案どおり承認された。</p>	
<p>4 平成24年度学内予算について</p>	<p>原案どおり承認された。</p>	
<p>5 平成24事業年度長期借入金償還計画の認可申請について</p>	<p>原案どおり承認された。</p>	